

業務名称：京都市との連携による学習用パソコンを活用したウクライナ教育支援（単価契約）

（公告日：2026年3月19日 調達管理番号：25a00921）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

| 通番 | 該当頁 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|--------|---|--|--|
| 1 | [付属書I] | 第2 業務仕様書（案） 3. 履行期間 | 仕向地到着希望日が2026年9月中であるのに対し、履行期間が12月28日と記載されていますが、この期間が設けられている理由をご教示ください。 | 海上輸送に遅延が生じるなど予期せぬ事態が発生する可能性もあるため履行期間は長めに設定しています。 |
| 2 | [付属書I] | 第2 業務仕様書（案） 4. 業務の内容 【共通の情報】 ・対象パソコン | それぞれのモデルのメモリおよびHDDのスペックをご教示ください。 | 今回、再整備予定PCの2019年頃にGIGAスクール構想の学習者用端末として採用・配布された端末モデルの情報はどちらも、メモリ（4GB）、ストレージ（64GB eMMC ※HHDではない）です。 |
| 3 | [付属書I] | 第2 業務仕様書（案） 4. 業務の内容 【共通の情報】 ・付属品（充電器） | 充電器のプラグはAタイプになりますが、変換プラグは必要でしょうか。必要である場合、タイプをご指定ください。 また、既存の充電器にもプラグが必要な場合は、個数が未定となるため、別途単価を提案するということが良いでしょうか。 | 変換プラグのお見積りは現時点で不要です。再整備するPCの数量が確定したら別途お見積りをしていただきます。変換プラグはタイプCです。 |
| 4 | [付属書I] | 第2 業務仕様書（案） 4. 業務の内容 【作業1】学習用パソコンの再整備 | 再整備の内容について、データ消去後にOSやソフト、アプリ等のインストールは不要でしょうか。 | 今回OSは削除せず、起動確認を行っていただきます。個人情報のみデータ消去をしていただきます。アプリのインストールも不要です。 |
| 5 | [付属書I] | 第2 業務仕様書（案） 4. 業務の内容 【作業1】学習用パソコンの再整備 | 日章旗・JICA シールはご支給頂ける理解でよろしいでしょうか。 | JICAより支給いたします。 |
| 6 | [付属書I] | 第2 業務仕様書（案） 4. 業務の内容 【作業1】学習用パソコンの再整備 | 「(5) キーウ市へ寄贈対象となった再整備済パソコンに付属する充電器が不足する場合は、新品を購入する。」と記載ございますが、個数が未定のため、新品を購入する場合の充電器代金は別途単価を提案するということが良いでしょうか。 | 充電器代金は別途新品の単価を提案ください。ただし、上限は1,200個です。 |
| 7 | [付属書I] | 第2 業務仕様書（案） 4. 業務の内容 【作業1】および【作業2】 | 立会検査は実施されますでしょうか。実施される場合、タイミングをご教示ください。 | 立会検査は予定しておりません。 |
| 8 | [付属書I] | 第2 業務仕様書（案） 4. 業務の内容 【作業2】学習用パソコンの輸送 | 「(2) 再整備済みパソコンの梱包・積み込み」について、記載されている梱包条件が航空輸送のものとなっております。本件は航空輸送ではなく海上輸送が指定されていると理解しておりますので、海上輸送の梱包条件をご教示ください。 | 本件は海上輸送を指定することとし、業務仕様書に記載の航空輸送の場合の梱包条件は削除します。海上輸送の梱包条件は指定していないため、輸送品が損傷なく仕向地まで届けられる梱包材、緩衝材等を使用してください。（説明の訂正No. 2, 3参照） |
| 9 | [付属書I] | 第2 業務仕様書（案） 4. 業務の内容 【作業2】学習用パソコンの輸送 | 「(6) 輸出・輸入にかかる通関手続き」について、輸入にかかる通関手続きも受注者のスコープとなりますでしょうか。5. 輸送条件（7）①では、「相手国における輸入通関手続き」は「発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項」と記載されており、矛盾が生じているかと存じますので、ご確認ください。 | 受注者のスコープとなります。修正版の業務仕様書をご覧ください。（説明の訂正No. 5参照） |
| 10 | [付属書I] | 第2 業務仕様書（案） 4. 業務の内容 【作業2】学習用パソコンの輸送 | 貨物海上保険について、(9) 貨物海上保険付保および(11) 貨物海上保険付保と、2件ございますが、それぞれの付保目的や条件をご教示ください。 | 記載が重複しているため、「(11) 貨物海上保険付保」は取り消しとします。 |
| 11 | [付属書I] | 第2 業務仕様書（案） 4. 業務の内容 【作業2】学習用パソコンの輸送 | 「(12) パソコン再整備後の日本国内倉庫での受領・保管（最大 30 日の保管を想定）」について、保管の目的をご教示ください。 | 海上輸送のための積み込みや出航までにかかる日本国内の港での倉庫保管を想定しています。必ず保管をしなければいけないということではございません。 |
| 12 | [付属書I] | 第2 業務仕様書（案） 5. 輸送条件 (7) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項 | 「②到達地の港から仕向地までの陸上輸送」について、ポーランド港からキーウ市指定地までの輸送は受注者のスコープではないということでしょうか。受注者のスコープである場合、②についてはどのような意味合いがありますでしょうか。 | 受注者のスコープとなります。修正版の業務仕様書をご覧ください。 ②については、キーウ市指定の納品場所までの陸上輸送を含むという意味です。（説明の訂正No. 1, 5参照） |
| 13 | [付属書I] | 第2 業務仕様書（案） 5. 輸送条件 (7) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項 | 「④ PC 輸送に際しては、盗難リスクに備えるため、輸送中の盗難補償が含まれる保険契約を必ず付帯すること。」とありますが、発注者又は荷受人のスコープで付保されますでしょうか。 | 受注者のスコープとなります。修正版の業務仕様書をご覧ください。（説明の訂正No. 5参照） |

| 通番 | 該当頁 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------|--|--|---|
| 14 | [付属書I] | 第2 業務仕様書(案) 5. 輸送条件 (7)発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項 | 免税手続きについて、通常は荷受人のスコープとして負担いただく事項かと思いますが、明記されている箇所が確認できないため、追記いただけませんか。 | 受注者のスコープとなります。修正版の業務仕様書をご覧ください。(説明の訂正No.5参照) |
| 15 | [付属書I] | 第2 業務仕様書(案) 6. 成果物・業務提出物等 | 「個人情報取扱いに係る安全管理措置状況申出書」の内容を事前に確認させて頂きたいため、フォーマットをどちらから入手できるかご教示ください。 | 回答欄に掲載する追加添付をご参照ください。 |
| 16 | [付属書I] | 第2 業務仕様書(案) 6. 成果物・業務提出物等 | 【作業1】・【作業2】の成果物となる「作業報告書」の内容を事前に確認させて頂きたいため、フォーマットをどちらから入手できるかご教示ください。 | 指定のフォーマットはございません。業務仕様書に記載の業務項目の完了を確認させていただきたくものですので、自由形式でご提出ください。 |
| 17 | [付属書I] | 第2 業務仕様書(案) 7. 経費の確定及び支払方法(成果物との関係) | (2)支払条件について、お支払いのタイミングについて詳細をご教示ください。船積完了の時点で全額お支払い頂けるのでしょうか。 | お支払いは、「5.輸送条件」(2)発着地に記載の、キーウ市指定地へ納品完了後となります。【作業1】【作業2】全ての作業報告書、輸送書類、明細書、請求書を、受注者がJICAへ提出した後、30日以内に全額お支払いいたします。 |
| 18 | [付属書I] | 第2 業務仕様書(案) | 「別添2:梱包条件書」の添付が確認できないため、梱包条件についてご教示ください。 | 回答欄に掲載する追加添付をご参照ください。 |
| 19 | [付属書I] | 第3 経費に係る留意点 (1)経費の費目構成 | 以下の説明文に含まれる下線の数字の項目に該当する内容がございません。恐らく【1)~3)-4】のリストを指しているものと推察できますが、ご確認の上、修正頂けますでしょうか。 「2)-7)に関しては、PC1台当たりの費用を算出いただく必要はございません。」「なお、2)海上輸送費については、PC最大1,200台を想定し、算出をお願いいたします。」「税関検査など諸経費については、上記2)~5)のいずれかに含めて積算ください。」 | 修正版の業務仕様書をご覧ください。(説明の訂正No.7参照) |
| 20 | [付属書I] | 第3 経費に係る留意点 (1)経費の費目構成 | 「2)海上輸送費については、PC最大1,200台を想定し、算出をお願いいたします。」と記載ございますが、実際の台数によって輸送費の精算は可能でしょうか。1200台より多くても少なくとも金額は変更不可でしょうか。もし変更が可能の場合、精算方法をご教示ください。 | 輸送費については、実際に海上輸送した最終台数に基づき精算するため変更が可能です。ご提出時には、PC最大1,200台を想定した内訳付きの詳細見積をご提出ください。その後、実際の輸送台数が確定次第、当初見積の単価・条件を基に実績台数で再計算し、実費精算といたします。 |
| 21 | [付属書I] | 第3 経費に係る留意点 (2)消費税課税 | 契約時は税込み価格になりますでしょうか。税込み価格での契約ではない場合、パソコン整備費用も含めて非課税になりますでしょうか。 | 契約時は税込み価格になります。 |
| 22 | [付属書II] | 契約単価表 | 海外輸送費(海上と陸路)を入力する項目がございませんが、3)-1から3)-4のいずれかに含める形になりますでしょうか?その場合、どの項目に含めるべきかご指定ください。 | 記入枠がなく失礼いたしました。修正版の業務仕様書をご覧ください。(説明の訂正No.8参照) |
| 23 | [付属書II] | 契約単価表<備考> | 「陸上、海上運賃(荷卸し含む)」に含む燃料サーチャージやセキュリティーサーチャージなど、実際の出荷時に決まる費目については、2026年5月初旬の出荷を想定して、見積をご提出ください。」とありますが、昨今のイラン情勢の影響を受けて輸送価格が高騰し不安定な状況です。状況が悪化し、それらの費用の高騰が続くようであれば、再見積もりや輸送の延期等相談させていただくことは可能でしょうか。 | 国際情勢の影響や不可抗力等の外的要因が生じた場合は、JICAと委託事業者で協議のうえ輸送価格および輸送スケジュールの方針を決めさせていただきます。 |
| 24 | 入札説明書 | 第1.入札手続 6.競争参加資格 (4)再委託 | 再委託は原則禁止と記載されていますが、パソコン再整備作業の一部及び輸送作業は別の業者への再委託となります。問題ございませんでしょうか。 | 本件は再委託可能です。 |
| 25 | 入札説明書 | 落札者の決定基準と単価契約について | 本件の落札者の決定基準について、作業①と作業②の合計金額を最低の価格で入札した者となりますでしょうか?あるいは、作業①の単価の入札と、作業②の輸送費の合計額それぞれで入札し、それぞれで契約が行われますでしょうか? | 作業①と作業②の合計金額を最低価格で入札した者との契約を予定しています。 |

| 通番 | 該当頁 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|-------|------------------------------------|--|---|
| 26 | P. 6 | 6. 競争参加資格（4）再委託 | 2026年3月2日に公開された「入札説明書に関する質問と回答」6番の回答にて、「再委託は可能です。」との記載をされていましたが、入札説明書では「再委託は原則禁止となります。」と記載されています。入札説明書に記載の通り、本案件は補助的な業務以外については、再委託が禁止となりますでしょうか。先の回答を踏まえ、再委託を前提として準備を進めていたため、再委託が禁止の場合は入札参加が難しい可能性があります。具体的には、【作業1】、【作業2】の単位で協力企業様への再委託を検討しております。【作業1】、【作業2】の単位で他社様と協力して本案件に取り組む場合、共同企業体、という形式のみが、業務体制として許可されるという理解で正しいでしょうか。本案件で定義される「補助的な業務」をご教示いただけますと幸いです。 | 本件は再委託可能です。 |
| 27 | P. 9 | 11. 入札執行 | 再入札の際、通知や公開はどのようにされますでしょうか。 | 再入札となった場合は、電子入札システムより、指定されたメールアドレスに通知を送付するとともに、即時お電話にてご連絡差し上げ、即日中に再度入札会を行う旨をお伝えします。 |
| 28 | P. 15 | 6. 成果物・業務提出物等 | 個人情報取扱いに係る安全管理措置状況申出書に、所定の様式はありますか。ない場合、必須で記載すべき項目はありますか。 | 所定の様式を添付いたしますので、ご確認ください。 |
| 29 | P. 15 | 7. 経費の確定及び支払方法（成果物との関係） （2）支払条件 | 「6. に記載の【作業1】【作業2】に係る作業報告書の確認を行い、検査合格を以て最終確定払いを行う。」とありますが、報告書の提出後、どのくらいの期間を経て支払いとなる予定か、ご教示いただけますと幸いです。 | 検査後合格及び確定金額の決定通知を受けた後、受注者は発注者に確定金額の支払を請求することができ、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に支払を行います。詳細は契約書案の「第17条 支払い」をご確認ください。 |

説明書の訂正

| 通番 | 該当頁 | 項目 | 訂正前 | 訂正後 |
|----|---------|--|---|--|
| 1 | [附属書 I] | 第2 業務仕様書 4. 業務の内容【作業2】学習用パソコンの輸送 (1) 国内輸送手配 | (1) 国内輸送手配 2. パソコン再整備会社→至近の船積港（1,200台程度）※2100台のうち、中古PCの動作確認・仕分け・再整備後に、発送可能なPCは5～6割（1200台程度）になると想定しています。海外輸送手配（海上輸送：至近の日本国内船積港→ポーランド（港）、陸路輸送にてポーランド→ウクライナ※ポーランド以外に、より安価・便利な経路地があれば受注者から提案することは可能。 | 2. パソコン再整備会社→至近の船積港（1,200台程度）※2100台のうち、中古PCの動作確認・仕分け・再整備後に、発送可能なPCは5～6割（1200台程度）になると想定しています。海外輸送手配（海上輸送：至近の日本国内船積港→ポーランド（港）、陸路輸送にてポーランド→ウクライナ（ キーウ市指定地 ）※ポーランド以外に、より安価・便利な経路地があれば受注者から提案することは可能。 |
| 2 | [附属書 I] | 第2 業務仕様書 4. 業務の内容【作業2】学習用パソコンの輸送 (2) 再整備済みパソコンの梱包・積み込み | (2) 再整備済みパソコンの梱包・積み込み 1. 航空輸送用梱包：航空機内の気圧変化や振動に耐えうる二重梱包、またはパレット梱包（ULD：航空機用コンテナへの積載効率を考慮したサイズ）を行うこと。（航空輸送を予定する場合） 2. リチウム電池対応：IATA（国際航空運送協会）の危険物規則書に準拠したラベル貼付および絶縁措置を行うこと。 | (2) 再整備済みパソコンの梱包・積み込み |
| 3 | [附属書 I] | 第2 業務仕様書 4. 業務の内容【作業2】学習用パソコンの輸送 (5) 船積書類 | (B/L/Air Waybill、インボイス、パッキングリスト等)の作成 | 訂正番号2に伴い、航空輸送の必要書類Air Waybillは不要となりましたので、以下の記載に訂正いたします。 「(B/L、インボイス、パッキングリスト等)の作成」 |
| 4 | [附属書 I] | 第2 業務仕様書 5. 輸送条件 (4) | (4) 輸送対象機材：「4.」【共通の機材】の通り | (4) 輸送対象機材：「4.」【共通の 情報 】の通り |
| 5 | [附属書 I] | 第2 業務仕様書 5. 輸送条件 (7) ①③ | (7) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項 ①相手国における輸入通関手続き ※受注者は発注者の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出する。 ③通関に日数を要した場合の保管料 ※通常の通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者に責がない場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。 | (7) 受注者 の責任と費用負担で行う事項 ①相手国における輸入通関手続き ※ 発注者 は 受注者 の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出する。 ③通関に日数を要した場合の保管料 ※通常の通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者に責がない場合の保管料は 発注者 の負担とする。 |

第2 業務仕様書（案）

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「京都市との連携による学習用パソコンを活用したウクライナ教育支援（単価契約）」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

ロシアによるウクライナ侵攻により教育施設が破壊され、約 44 万人の児童が完全オンラインで学習を継続中。一方で約 20 万人が必要な端末を持たず教育機会を失っている。京都市が保有する中古の学習用パソコンを再整備し、ウクライナ教育省のオンライン教育体制を支援する。

2. 業務の目的

京都市から無償提供される学習用パソコンを学習に適した状態に再整備し、ウクライナの学校に寄附することで、戦時下の子ども達に学びの継続と将来の可能性を提供する。

3. 履行期間

2026 年 4 月 28 日～2026 年 12 月 28 日

（仕向地到着希望日：2026 年 9 月中）

4. 業務の内容

【共通の情報】

- ・ 対象パソコン
 - Lenovo IdeaPad D330
 - dynabook K50
- ・ 付属品（充電器）
- ・ 端末内蔵バッテリー有
- ・ 端末の箱なし

【作業 1】学習用パソコンの再整備

- (1) 対象パソコン全ての動作確認（通電、OS 起動、画面割れ、破損の有無等）
- (2) A 級品（特に不具合がない製品）、B 級品（※）、C 級品（整備・寄附対象外）に仕分け

※以下の軽微な不具合があるものの、概ね使用に支障がない製品。

キーボードの文字はげ、液晶白抜け、筐体傷、ヒビ、ヒンジゆるみ等

（仕分けの目安）

A 級品＝外観がきれい、動作も問題なし、軽微な使用感のみ

B 級品＝小傷・擦り傷あり、使用感あり、動作は正常

C 級品（ジャンク）＝動作不良・破損・部品欠損など、通常利用困難

- (3) (2) で選定した端末のうち、整備を行う製品数を発注者と確認したのち、オンライン学習に適した状態へ再整備
※再整備とは：軽微なネジのゆるみ締め、大きく目立つ汚れのふき取り（PC 全ての汚れ拭き取り作業は不要）、PC 本体に付着する個人情報の除去（名前シール等）等
※PC 再整備後に日章旗・JICA シールを貼る（詳細は契約交渉時にご説明します）
- (4) データ消去及びデータ適正消去実行証明書の発行
- (5) キーウ市へ寄贈対象となった再整備済パソコンに付属する充電器が不足する場合は、新品を購入する。

【作業 2】学習用パソコンの輸送

(1) 国内輸送手配

1. 京都市→パソコン再整備会社（2,100 台程度）※京都市からは、中古パソコンを段ボール箱に封入した状態で引き渡し予定のため、梱包材、緩衝材等をご用意ください。
2. パソコン再整備会社→至近の船積港（1,200 台程度）※2100 台のうち、中古 PC の動作確認・仕分け・再整備後に、発送可能な PC は 5~6 割（1200 台程度）になると想定しています。

海外輸送手配（海上輸送：至近の日本国内船積港→ポーランド（港）、陸路輸送にてポーランド→ウクライナ（キーウ市指定地）※ポーランド以外に、より安価・便利な経由地があれば受注者から提案することは可能。

(2) 再整備済みパソコンの梱包・積み込み

1. 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
- (3) 輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 船積書類（B/L、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (5) 輸出・輸入にかかる通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (8) 貨物海上保険付保
- (9) 経由国を通過するための諸手続き
- (10) パソコン再整備後の日本国内倉庫での受領・保管（最大 30 日の保管を想定）
- (11) 貨物の追跡、貨物の到着確認・報告
- (12) 上記に付随する業務

5. 輸送条件

(1) 発着地（国内）

1. 京都市指定地からパソコン再整備会社
2. パソコン再整備会社から至近の日本国内船積港

(2) 発着地（海外）

1. 至近の日本国内船積港からポーランド（港）
2. ポーランド（港）からキーウ市指定地
 - ・ 物資の配送先：Brovarskyi Ave, 15, Kyiv, Ukraine, 02002
 - ・ 物資受取の担当：the Department of Industry and Entrepreneurship Development of Kyiv
- (3) 輸送方法：陸路（国内）、海上と陸路（海外）
- (4) 輸送対象機材：「4.」【共通の情報】の通り
- (5) 業務の範囲：仕向到着地における荷卸しまで（仕向地でのデバンニング含む）
- (6) 安全かつ迅速な輸送
受注者は、仕向地/到達地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。輸送手配に際しては、安全かつ円滑に輸送できる陸上運輸・船会社、ルートを選択する。
- (7) 受注者の責任と費用負担で行う事項
 - ① 相手国における輸入通関手続き
※発注者は受注者の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出する。
 - ② 到達地の港から仕向地までの陸上輸送
 - ③ 通関に日数を要した場合の保管料
※通常の通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者に責がない場合の保管料は発注者の負担とする。
 - ④ PC 輸送に際しては、盗難リスクに備えるため、輸送中の盗難補償が含まれる保険契約を必ず付帯すること。
- (8) 仕向国により、荷物到着前に書類で免税通関手続きを要することから、発注者は、輸送書類の入手後、免税通関手続きに係る所要日数（概ね数日～14 日 程度）を空け、仕向国に到着する船便手配を依頼する可能性がある。当該仕向国への輸送依頼時に指示する。受注者は、指示に基づき適切な船便を手配する。
- (9) 船便は原則受注者が選定する。他の貨物との混載は問わないが、確実な追跡が可能な方法とすること。
- (10) 受注者は、機材の遅延や貨物破損等のリスクが小さいと考えられる経路及び船会社の利用につき配慮する。リスクが高いと思われる経路や陸上運輸・船会社を受注者が手配した場合には、発注者は協議を求められることがある。
- (11) 欠航等により、当初予定したスケジュールを変更する必要がある場合、ただちに発注者に報告の上、変更後の到着希望日を確認する。現地の引取態勢が前提となるため、発注者の了解なしに決定しないこと。
- (12) 対象国の運行状況把握に努め、輸送手配に際しては留意すること。

6. 成果物・業務提出物等

上記4. 【作業1】 【作業2】に係る以下の提出物。

【作業1】 業務提出物：個人情報取扱いに係る安全管理措置状況申出書、
成果物：作業報告書

【作業2】業務提出物：輸送書類一式（詳細は以下）

- ・ Bill of Lading 原本1、写し1
- ・ CMR（陸上の国際輸送時の送り状）
- ・ INVOICE
- ・ Packing List

成果物：作業報告書

7. 経費の確定及び支払方法（成果物との関係）

（1）経費確定方法

発注者は、受注者が提出する【作業1】及び【作業2】にかかる作業報告書に基づき検査を行い、当該実績数量を確認したうえで、契約単価表および見積り明細書に定める金額の範囲内において、同単価表および見積り明細書に定められた単価に基づき、算定した額を確定する。

（2）支払条件

6. に記載の【作業1】【作業2】に係る作業報告書の確認を行い、検査合格を以て最終確定払いを行う。

別添2：梱包条件書

以上

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

（1）経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は以下のとおりとし、項目ごとに単価を設定し、積算様式に記載の想定数量を乗じて総額を算出して下さい。2)～3)に関しては、PC 1台当たりの費用を算出いただく必要はございません。

なお、3) 海上輸送費については、PC 最大1,200台を想定し、算出をお願いいたします。

また、最終的な輸送台数は増減する可能性があります。日本国内倉庫保管料（最大30日を想定）、税関検査など諸経費については、下記2)～3)のいずれかに含めて積算ください。

- 1) 学習用パソコン再整備費に係る費用
- 2) 国内で中古PCを京都市から回収し、PC整備の場所へ運搬する費用
- 3) 海上輸送に係る業務含めた費用
- 3)-1 集荷料
- 3)-2 梱包料
- 3)-3 輸出通関手数料
- 3)-4 輸送に係る書類作成料

（2）消費税課税

「第1 入札手続き」の10.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、業務仕様書（案）7. 経費支払方法を参照してください。

以上

別紙 積算様式

契約単価表

契約金額内訳

(単位：円)

| | 項目 | 単価 | 数量 | 単位 | 計(課税) |
|----|--|----|------|----|-------|
| 1) | 学習用パソコン 再整備費に係る 費用 | / | 2100 | 台 | / |
| | A級品・B級品 | | 1200 | 台 | |
| | C級品 | | 900 | 台 | |
| 2) | 国内で中古PCを 京都市から回収し、PC整備の場所 へ運搬する費用) | | 1 | 式 | ¥ |
| 3) | 海上または航空 輸送に係る業務 含めた費用 | / | / | / | / |
| | 3)-1 輸送料 | | 1 | 式 | ¥ |
| | 3)-2 集荷料 | | 1 | 式 | ¥ |
| | 3)-3 梱包料 | | 1 | 式 | ¥ |
| | 3)-4 輸出通関手 数料 | | 1 | 式 | ¥ |
| | 3)-5 輸送に係る 書類作成料 | | 1 | 式 | ¥ |
| 計 | | | | | ¥ |

5. 合計(税抜) 4. = _____ 円(入札金額)

6. 消費税 5. × 10% = _____ 円

7. 合計(税込) 4. + 5. = _____ 円

<備考>

- ・精算時の参考とするため、見積詳細を必ず添付して提出ください。
- ・「陸上、海上運賃(荷卸し含む)」に含む燃料サーチャージやセキュリティサーチャージなど、実際の出荷時に決まる費目については、2026年5月初旬の出荷を想定して、見積をご提出ください。

- ・ 本見積時にご提示いただいた単価は、精算時に変更できません。

以上

梱包条件書

1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

- (1) ケース・マーク (黒字)
(コンサイニー略称)



(仕向地都市名, 国名)
(インボイス番号)
C/No. (ケース番号/ケース数)

- (2) サイド・マーク (赤字)

- 英語: TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN
 仏語: COOPERATION TECHNIQUE PAR LE GOUVERNEMENT DU JAPON
 西語: COOPERACION TECNICA POR EL GOBIERNO DEL JAPON
 中国語: 日本国政府技術合作

- (3) CAUTION/CARE MARK (TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク (FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等) を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

- (4) 注意事項

- ① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
- ② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
- ③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

(本邦指定場所渡し、船積渡しの場合) 以下のとおりとすること。

(仕向地渡しの場合) 以下を参考としつつ、受注者の責任で適切な梱包とすること。

ア 海上輸送・航空輸送の共通事項

- (1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
- (2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
- (3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
- (4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器(包装・梱包方法)で輸送すること。
- (5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
- (6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
- (7) 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

イ 海上輸送梱包

- (1) 長期間の海上輸送に適した堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては嚴重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。
- (2) 木材梱包とする場合は、次の条件によること。
 - ①原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
 - ②重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
 - ③仕向地により国連公表の国際基準 (ISPM NO. 15) に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
 - ④熱処理・燻蒸証明書：必要／不要。
- (3) 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴棧を打ちつけること。
- (4) 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
- (5) 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア

梱包とすること。

- (6) コンテナによる輸送の場合、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさを各梱包ケースをまとめること。
- (7) FCLの場合は、その中の貨物は段ボール箱でもよい場合もあるが、LCLの場合は、合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (8) 内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

ウ 航空輸送梱包

- (1) 原則としてダブルカートン強化段ボール箱梱包とすること。
- (2) 原則として高さ160cm以内かつ長さ・幅・高さの合計が250cm以下とし、外装を含めた総重量は1個500kg以下とすること。
- (3) 航空会社は最大高さ3mまでの段積みを行うため、下段に積まれた貨物は、上段の貨物の自重に加え、航空機が運航中に受ける荷重(通常2G程度)も合わせて受けることになるので、十分な強度を持った段ボール(JIS Z 1506及びJIS Z 1516の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール)により、かつ JIS Z 1507の規格を満たす形状の箱とすること。上面には十分な強度を持たせ、かつ平坦な形状となるように梱包すること。
- (4) 高さ160cmを上回る場合、長さ・幅・高さの合計が250cmを上回る場合、または外装を含めた総重量が1個50kgを上回る場合は、海上輸送用梱包の条件に基づく合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (5) 気圧の変化に耐えられるように梱包すること。
- (6) 危険物の場合は、ICAO、IATA等の規則に従うこと。
- (7) 温度管理品(冷蔵品、冷凍品)は、保冷剤やドライアイスなどを適切に利用すること。

エ その他留意事項(必要に応じて記載)

【内陸輸送や保管のためにコンテナをJICAで買い取る場合】

- (1) コンテナは発注者が買い取るものとする。

【仕向国内陸輸送において留意事項がある場合】

- (2) 仕向国内陸輸送にあたっては、以下の点に留意する。(以下、留意事項を記載)

以上

個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書

(提出日) 年 月 日
(申出者)

個人情報保護法に基づく安全管理措置について、下記のとおり申し出ます。

記

《個人情報の取扱い状況及び確認事項》

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定 必須

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等を御記入ください。併せて、当該規程を御提出ください。

.....
.....
.....

2 組織的安全管理措置

(1) 個人情報の取扱いに関する総括管理者及び管理責任者の設置 必須

個人情報の取扱いに関する総括管理者及び管理責任者を記載した書類を御提出ください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。
なお、付箋等で該当箇所を御教示願います。

(2) 事件・事故における報告連絡体制 必須

事件・事故における貴社の報告連絡体制が以下の項目の内容に合致しているか、のチェックで示してください。

漏えい等事案の発生時に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等を決め、従業員に周知している。

3 人的安全管理措置 必須

貴社の従業員教育が以下の項目の内容に合致しているか、のチェックで示してください。

個人情報の適正な取扱いに関し、朝礼の際に定期的な注意喚起を行う、定期的な研修を行うといった、従業員への啓発を実施している。

4 物理的安全管理措置

(1) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 必須

設定している管理区域について御記入ください。□欄は管理区域に当該装置を設置している場合、☑のチェックで示してください。

【管理区域の例】

- ・サーバ等の重要な情報システムを管理する区域
- ・個人情報を保管する区域
- ・その他個人情報を取り扱う事務を実施する区域

・管理区域の名称(1)

管理区域に設置している装置

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器

・管理区域の名称(2)

管理区域に設置している装置

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器

・管理区域の名称(3)

管理区域に設置している装置

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器

(2) 機器の盗難を防止するための措置の実施 必須

貴社の措置が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体又は個人情報が記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管している。

個人情報を取り扱う機器及び個人情報が記録された電子媒体にパスワードを設定している。

(3) 搬送時の漏えい等を防止するための措置の実施 必須

貴社の措置が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

- 個人情報を搬送する場合は、管理責任者が個人情報の所在、搬送方法を把握している。
- 個人情報が記録された電子媒体を持ち運ぶ場合、盗難、置き忘れ等に対応する措置として、暗号化又はパスワードを設定している。
- 個人情報が記録された書類等を持ち運ぶ場合、盗難、置き忘れ等に対応する措置として、施錠した鞆に入れている。

(4) 個人情報を破棄するための措置の実施 必須

貴社の措置が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

- 個人情報を破棄する場合は、個人情報が記録された電子媒体の物理的破壊、個人情報が記録された書類の裁断等、復元不可能な方法で破棄している。
- 個人情報の破棄に当たっては、管理責任者が破棄の対象となる個人情報、破棄の方法を事前に確認し、事後に復元不可能な方法で破棄されたことを確認している。

5 技術的安全管理措置 必須

パソコン等の機器を使用して個人情報を取り扱う際に、貴社のセキュリティが各項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

- 個人情報を取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業員を明確化している。
- 個人情報を取り扱う情報システムを使用する従業員が正当なアクセス権を有する者であることを、識別したうえで、ユーザーアカウントの認証している。
- 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェアを導入する等、外部からの不正アクセスを防止する措置を講じている。
- メール等により個人情報を含むファイルを送信する場合、当該ファイルにパスワードを設定している。

6 外的環境の把握

(1) 外国で設置されているサーバ等の利用 **必須**

外国に設置されているサーバの利用や外国のクラウドサービスの利用を行っているか、のチェックで示してください。

外国で設置されているサーバ等の利用を行っていない。

外国で設置されているサーバ等の利用を行っている。

(行っている場合) 貴社の当該国についての法令理解が以下の内容に合致しているか、のチェックで示してください。

当該国の個人情報保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。

当該国名 (複数ある場合はすべて) _____

(2) 外国での個人情報の取扱い **必須**

外国での個人情報の取扱い (個人情報の入力、編集、分析、出力等の処理) を行っているか、のチェックで示してください。

外国での個人情報の取扱いを行っていない。

外国での個人情報の取扱いを行っている。

(行っている場合) 当該国について、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会が定めるものであるか、のチェックで示してください。

個人情報保護委員会が定めるものである。

個人情報保護委員会が定めるものではない。

(行っている場合) 貴社の当該国についての法令理解が以下の内容に合致しているか、のチェックで示してください。

当該国の個人情報保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。

当該国名 (複数ある場合はすべて) _____

7 委託先の監督 必須

個人情報を取り扱う事務の一部について、貴社から更に委託（再委託）を行う場合、貴社の監督が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

委託先に対し、以下の例示のような形で、必要かつ適切な監督を行っている。

（例示）

- ・ この申出書で定めている措置と同水準の措置が、委託先において確実に実施されるか確認している。
- ・ 委託契約書に、個人情報を安全に管理するために必要な対応として両社同意した内容及び委託先での取り扱い状況を委託元が把握できる規定がある。
- ・ 定期的に監査を行う等により、委託契約書に盛り込んだ内容が適切に実施されているかを調査し、必要に応じ委託内容を見直している。

8 セキュリティ関連の認証 任意

情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）、プライバシーマーク等の認証等、貴社が取得しているセキュリティ関連の認証について御記入ください。また、認証を受けたことが分かる書類の写しを御提出願います。

取得しているセキュリティ関連の認証（ISMS・プライバシーマーク等）

名称

認証年月日 最終更新年月日

名称

認証年月日 最終更新年月日

名称

認証年月日 最終更新年月日